

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	イビデン株式会社			コード	4062		
提出日	2025/5/27		異動（予定）日	2025/6/20			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小池 利和	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	浅井 紀子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	丸山 晴也	社外取締役	○													○	新任	有
4	堀江 正樹	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
5	籐 ゆき子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
6	後藤 もゆる	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	小池氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。同氏は、フリーアンダーワークス会社の代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富で幅広い経験、知識等を有しております。同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれの無い者として、その知見に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待できると判断し、独立役員として届け出ております。
2	該当事項はありません。	浅井氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。同氏は、経済学者として、製造業における企業経営上の課題を長年研究してきた知識並びに生産管理、人材育成（約30年）及びノーベーションを専門とする高度な学術知識と豊富な経験を有しております。同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれの無い者として、その知見に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待できると判断し、独立役員として届け出ております。
3	該当事項はありません。	丸山氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。同氏は、株式会社デンマークの代表取締役社長及びヤマザキマザック株式会社の取締役副社長を務められ、企業経営者としての豊富で幅広い経験、知識等を有しております。同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれの無い者として、その知見に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待できると判断し、独立役員として届け出しております。
4	該当事項はありません。	堀江氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。同氏は、公認会計士として培われた豊富な知識・経験を有しております。同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれの無い者として、その知識・経験に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待できると判断し、独立役員として届け出しております。
5	該当事項はありません。	籐氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。同氏は、複数の上場企業での社外役員としての経験及び大手電機メーカーでのESGを含む多様な知識・経験を有しております。同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれの無い者として、その知識・経験に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待できると判断し、独立役員として届け出ております。
6	後藤もゆる氏がパートナー弁護士を務める弁護士法人後藤・木河法律事務所との間に、コンプライアンス相談窓口（イビデングループ社外窓口）及び法律相談業務等の取引関係（同氏が後藤・鈴木法律事務所に在籍する期間を含む。）があります。当該取引関係による報酬額は、それ直近3事業年度の平均で、1億円かつ年間収入の2%未満であり、多額の金銭その他の財産に該当するものではなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	後藤氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。同氏は、弁護士として培われた豊富な知識・経験を有しております。同氏は一般株主との間で利益相反が生じるおそれの無い者として、その知識・経験及び多様性の観点に基づき、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待できると判断し、独立役員として届け出しております。

4. 補足説明

当社は、以下のとおり、【イビデン株式会社 社外取締役の独立性判断基準】を置き、以下の事項の全てに該当しない社外取締役の全員について、本人の同意を得たうえで、独立役員に選任しております。

【イビデン株式会社 社外取締役の独立性判断基準】

当社における社外取締役のうち、次のいずれの基準にも該当しない社外取締役は、独立性を有する者と判断されるものとする。
なお、当社は監査等委員会設置会社である。

- ・当社の大株主（直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下、同じ。）
- ・当社グループ（当社および当社の子会社をいう。以下、同じ。）の主要な取引先（直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループに対する支払額が、当社グループの年間連結売上高の2%以上である取引先）又はその業務執行者
- ・当社グループを主要な取引先（直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループからの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である取引先）又はその業務執行者
- ・直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な借入先（直近3事業年度に係る事業報告において「主要な借入先」として記載している借入先）又はその業務執行者
- ・直近3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人の社員等であった者
- ・弁護士、公認会計士又は税理士との他のコンサルタントであって、当社グループから、役員報酬以外に、多額（個人の場合には直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には当該団体の直近3事業年度の平均で、1億円又は当該団体の年間収入の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。）の金銭その他の財産を得ている者
- ・当社グループから直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%以上の団体の業務執行者）
- ・上記に掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者、二親等内の親族、同居の親族
- ・過去10年内における、当社グループの業務執行者
- ・当社グループの取締役、経営役員、執行役員および幹部職社員のいずれかに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族
- ・上記の他、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、特段の事由を有している者で、実質的に独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことを期待できない者

以 上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g. h. i. のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。